

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当る日に、
休日は、
日替り、
翌日の)

目次

- ◇ 例 職員の特務勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 職員の特務勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 職員の特務勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 警察職員の特務勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

条例

職員の特務勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十年十二月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第四十一号

職員の特務勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特務勤務手当に関する条例(昭和二十七年十一月鳥取県条例第三

十九号)の一部を次のように改正する。

第二条中第四十一号を削り、第四十二号を第四十一号とし、第四十三号から第四十六号までを一号ずつ繰り上げ、同条に次の一号を加える。

四十六、公共土木施設等災害応急作業従事職員の特務勤務手当

第六条中「百五十円」を「二百十円」に改める。

第七条第二項中「五千七百円」を「七千二百円」に改める。

第九条第二項第一号、第十条第二項及び第十一条第二項中「百五十円」を「二百十円」に改める。

第十二条第二項中「七級 月額三万円」を削る。

第十五条第三項中「百五十円」を「二百十円」に改める。

第十六条第二項中「五百円」を「六百三十円」に改める。

第十七条第二項中「二千円」を「二千六百円」に改める。

第十八条第二項中「(その額が六千円に満たないときは、六千円)」を削る。

第十八条の二第二項中「三百円」を「三百九十円」に改める。

第十九条第二項第一号を削り、同項第二号中「三以上」を「三」に改め、

「のうち前号に掲げる学級以外の学級」を削り、「二百円」を「二百六十円」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号中「前二号に掲げる学級

以外の学級」を「二の学年の児童又は生徒で編成されている学級」に、「

百六十円」を「二百十円」に改め、同号を同項第二号とする。

第二十三条第二項中「二百三十円」を「三百十円」に改める。

第二十五条第二項中「百五十円」を「二百十円」に改める。

第二十六条第二項中「二百三十円」を「三百十円」に改める。

第二十七条第二項中「百五十円」を「二百円」に改める。

第二十八条第二項及び第二十九条第二項中「三百円」を「三百九十円」に改める。

第三十条第二項中「二百五十円」を「二百十円」に改める。

第三十一条第二項中「千円」を「千四百円」に、「八百円」を「千二百十円」に、「六百四十円」を「九百円」に改める。

第三十二条第二項中「四百円」を「五百円」に改める。

第三十四条第二項中「百五十円」を「二百円」に、「四百円」を「五百円」に、「八百円」を「千円」に改める。

第三十五条第二項中「百五十円」を「百八十円」に、「二百円」を「二百四十円」に改める。

第三十六条第二項中「百五十円」を「百六十円」に改める。

第三十七条第二項中「二百九十円」を「三百九十円」に改める。

第三十九条第二項中「百五十円」を「二百十円」に改める。

第四十一条第二項中「四千五百円」を「四千九百円」に改める。

第四十二条第二項中「百五十円」を「二百十円」に改める。

第四十三条第二項中「百三十円」を「百七十円」に改める。

第四十四条第二項及び第四十五条第二項中「百五十円」を「二百十円」に改める。

第四十六条第二項中「三百円」を「三百九十円」に改める。

第四十八条を次のように改める。

第四十八条 削除

第四十九条第一項中「児童」の下に「(幼児を含む。)」を加え、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「千五百円をこえない」を「千七百円を超えない」に改める。

第五十一条第二項、第五十二条第二項及び第五十三条第二項中「百五十円」を「二百十円」に改める。

第五十五条を第五十六条とし、第五十四条を第五十五条とし、第五十三条の次に次の一条を加える。

(公共土木施設等災害応急作業従事職員の特殊勤務手当)

第五十四条 公共土木施設等災害応急作業従事職員の特殊勤務手当は、土

木部に所属する職員が次の各号に掲げる作業に従事したとき、又は農林部に所属する職員がこれらに類する作業に従事したときに支給する。

一 県又は知事が管理する河川の堤防等のうち豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある堤防等において行う巡回監視又は当該堤防等における重大な災害の発生した箇所

若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査(以下「応急作業等」という。)

二 県又は知事が管理する道路のうち豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがあるため道路法(昭和二十七年法律第八十号)第四十六条第一項(第二号を除く。)の規定

に基づき通行が禁止されている区間内の道路若しくはその周辺において行う巡回監視又は当該道路若しくはその周辺における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業等

三 県又は知事が管理する河川又は道路若しくはその周辺において行う作業で人事委員会が前二号に掲げる作業に相当すると認めるもの

2 前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき、次の各号に掲げる額とする。ただし、作業が夜間(日没時から日出時まで)の間をいう。

一 行なわれた場合にあつては、それぞれ次の各号に掲げる額にその百分の

五十に相当する額を加算した額とする。

一 前項第一号及び第二号の巡回監視並びにこれらに類する作業 三百円

二 前項第一号及び第二号の応急作業等並びにこれらに類する作業 四百五十円

三 前項第三号の作業及びこれに類する作業 四百五十円の範囲内において、それぞれの作業に応じて人事委員会の定める額

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和五十年四月一日から適用する。

2 改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて昭和五十年四月一日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた特殊勤務手当は、改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十年十二月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第四十二号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和二十六年二月鳥取県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条第一項中「勤勉手当」の下に「、義務教育等教員特別手当」を加える。

第十六条の六を第十六条の七とし、第十六条の五の次に次の一条を加える。

（義務教育等教員特別手当）

第十六条の六 義務教育諸学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する小学校、中学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部若しくは中学部をいう。）に勤務する教育職員には、義務教育等教員特別手当を支給する。

2 義務教育等教員特別手当の月額は、九千円を超えない範囲内で、職務の等級及び号給の別に応じて、人事委員会規則で定める。

3 高等学校等（学校教育法に規定する高等学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部をいう。）に勤務する教育職員については、第一項に規定する教育職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事委員会規則の定めるところにより、義務教育等教員特別手当を支給する。

4 第一項及び前項において「教育職員」とは、校長、教頭、教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものをいう。

5 前各項に規定するもののほか、義務教育等教員特別手当の支給に關し必要な事項は、人事委員会規則で定める。
別表第三を次のように改める。

別表第三 教育職給料表 (第三条関係)

イ 教育職給料表(一)

職務の等級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円	円
1	196,300	—	75,300	—
2	202,300	143,100	79,000	63,300
3	208,400	148,500	82,900	65,600
4	214,500	154,000	86,900	67,900
5	220,600	159,500	90,900	70,700
6	226,800	165,000	94,900	74,000
7	233,000	170,500	98,900	77,400
8	239,200	176,000	103,000	81,000
9	245,500	181,600	107,200	84,600
10	251,800	187,200	111,400	88,400
11	258,100	192,800	115,800	92,200
12	264,400	198,400	120,400	96,000
13	270,300	204,000	125,400	100,000
14	276,200	209,600	130,500	104,100
15	280,200	215,200	135,700	108,200
16		220,900	140,900	112,200
17		226,600	146,100	116,200
18		232,300	151,400	120,200
19		238,200	156,700	124,200
20		244,100	162,000	127,700
21		250,000	167,300	131,200
22		255,700	172,500	134,700
23		261,100	177,700	138,200
24		266,500	182,900	141,700
25		270,200	188,100	145,100
26			192,900	148,500
27			197,700	151,900
28			202,500	155,300
29			207,300	158,300
30			212,100	161,300
31			216,300	163,900
32			220,200	166,400
33			224,100	168,900
34			227,600	171,300
35			231,100	173,100
36			234,600	
37			237,200	

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

□ 教育職給料表(二)

職務の等級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円	円
1	193,800	—	67,900	—
2	199,300	121,800	71,600	63,300
3	204,800	127,000	75,300	65,600
4	210,300	132,300	79,000	67,900
5	215,800	137,600	82,900	70,700
6	221,300	143,000	86,900	74,000
7	226,800	148,400	90,900	77,400
8	232,300	153,800	94,900	81,000
9	237,400	159,200	98,900	84,600
10	242,500	164,600	103,000	88,300
11	247,300	169,800	107,200	92,000
12	252,100	175,000	111,400	95,700
13	256,100	180,100	115,800	99,400
14	260,100	185,200	120,400	103,100
15	263,600	190,300	125,400	106,800
16		195,400	130,500	110,500
17		200,400	135,600	114,200
18		205,400	140,800	117,700
19		210,400	146,000	121,200
20		215,400	151,200	124,700
21		220,400	156,400	128,100
22		225,100	161,400	131,300
23		229,500	166,200	134,500
24		233,500	171,000	137,300
25		237,500	175,400	140,000
26		240,800	179,800	142,400
27		243,400	184,100	144,800
28		246,000	188,400	146,900
29		248,600	192,600	148,700
30			196,800	150,500
31			201,000	152,200
32			205,200	
33			209,200	
34			213,200	
35			216,800	
36			219,800	
37			222,800	
38			225,400	
39			227,600	

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第七を次のように改める。
別表第七(第十一条の二関係)

所在地	公署	区分
西伯郡大山町大山四二番地	米子警察署大山町大山寺警察官駐在所	二級地

附則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和五十年一月一日から適用する。
(特定の職務の等級の切替え)

2 昭和五十年一月一日(以下「切替日」という。)において、改正前の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定によりその者が属していた職務の等級が附則別表第一に掲げられている職員の切替日における改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定による職務の等級は、人事委員会の定めるところにより、切替日において改正前の条例の規定によりその者が属していた職務の等級に対応する同表の甲欄又は乙欄に定める職務の等級とする。
(特定の号給の切替え等)

3 前項の規定により切替日における職務の等級が附則別表第一の甲欄に定める職務の等級となる職員(附則第五項に規定する職員を除く。)の切替日における改正後の条例の規定による号給(以下この項及び次項において「新号給」という。)は、切替日において改正前の条例の規定によりその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)に対応する附則別表第二から附則別表第五までの新号給欄に定める号給とし、前項の

規定により切替日における職務の等級が附則別表第一の乙欄に定める職務の等級となる職員(附則第五項に規定する職員を除く。)の新号給は、旧号給と同じ号数の号給とする。

4 前項の規定により新号給を決定される職員に対する切替日後における最初の改正後の条例第四条第六項の規定の適用については、旧号給を受けていた期間(人事委員会の定める職員にあつては、人事委員会の定める期間を増減した期間)を新号給を受ける期間に通算する。
(最高号給等の切替え等)

5 切替日において改正前の条例の規定により教育職給料表の職務の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員で人事委員会規則で定めるものの切替日における改正後の条例の規定による号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。
(切替期間における異動者の号給等)

6 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、改正前の条例の規定により、新たに教育職給料表の適用を受けることとなつた職員及び教育職給料表の適用上その属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、人事委員会の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における職務の等級又は号給若しくは給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)
7 切替日において改正前の条例の規定により教育職給料表の適用を受けていた職員のうち、切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び

人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における改正後の条例の規定による号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において改正後の条例の規定により職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号給等の基礎)

8 附則第二項から前項までの規定の適用については、改正前の条例の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく人事委員会の定めに従って定められたものでなければならない。

(給与の内払)

9 改正前の条例の規定に基づいて切替期間に教育職給料表の適用を受けていた職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会への委任)

10 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附則別表第一 職務の等級の切替表

給 料 表	切替日において改正前の条例の規定により職員が属していた職務の等級		切替日における改正後の条例の規定による職務の等級	
	甲	乙	甲	乙
教育職給料表	1 等 級		特 1 等 級	1 等 級
	2 等 級		1 等 級	2 等 級

附則別表第二 教育職給料表(イ)の特1等級となる職員の号給の切替表

旧 号 給	新 号 給
2から11まで	1
12	2
13	3
14	4
15	5
16	6
17	7
18	8
19	9
20	10
21	11
22	12
23	13
24	14

附則別表第三 教育職給料表(イ)の1等級となる職員の号給の切替表

旧 号 給	新 号 給
1から16まで	2
17	3
18	4
19	5
20	6
21	7
22	8
23	9
24	10
25	11
26	12
27	13
28	14
29	15
30	16
31	17
32	17
33	18
34	19
35	19
36	20

附則別表第四 教育職給料表(イ)の特1等級となる職員の号給の切替表

旧 号 給	新 号 給
2から15まで	1
16	2
17	3
18	4
19	5
20	6
21	7
22	8
23	9
24	10
25	11
26	11
27	12
28	12

附別別表第五 教育職給料表ロの1等級となる職員の号給の切替表

旧 号 給	新 号 給
1から14まで	2
15	3
16	4
17	5
18	6
19	7
20	8
21	9
22	10
23	11
24	12
25	13
26	14
27	15
28	16
29	17
30	18
31	19
32	19
33	20
34	21
35	22
36	22
37	23
38	24

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十年十二月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第四十三号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第七条の第三項中「、第一号」の下に「及び第二号」を加え、「、第二号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から二十年以内」を削り、同項第一号中「十三万円」を「十四万円」に改め、同項第二号中「二万五千円」を「三万円」に改める。

第八条第三項中「五千円」を「六千円」に、「千五百円」を「二千円」に、「三千五百円」を「四千円」に改める。

第九条の第四項第一号中「四千円」を「五千円」に改め、同条第二項第一号中「一万円」を「一万千円」に、「四千円」を「五千円」に、「二千円」を「三千円」に改める。

第十条第二項第一号中「八千円」を「一万円」に、「千円」を「千五百円」に改め、同項第二号中「千三百円」を「千六百円」に、「二千三百円」を「二千八百円」に、「二千五百円」を「三千百円」に、「三千六百円」を「四千二百円」に改め、同項第三号中「八千円」を「一万円」に、「千円」を「千五百円」に改める。

第十六条の六第二項中「九千円」を「一万百円」に改める。
別表第一から別表第五までを次のように改める。

別表第一 行政職給料表 (第三条関係)

職務の等級	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	219,700	169,600	—	—	—	87,700	77,300	—
2	229,500	176,600	150,500	127,300	106,600	92,100	80,500	64,200
3	239,300	183,800	156,500	132,700	111,400	96,600	83,900	66,000
4	249,100	191,400	162,500	138,200	116,200	101,100	87,700	67,800
5	258,900	199,000	168,600	143,700	121,100	105,600	91,500	69,700
6	268,700	206,600	174,700	149,200	126,100	110,100	95,100	72,100
7	278,500	214,200	180,900	155,000	131,100	114,500	98,700	74,600
8	288,300	221,800	187,200	160,800	136,100	118,900	102,200	77,300
9	298,100	229,400	193,500	166,800	141,100	122,800	105,300	79,400
10	307,900	236,800	199,800	172,800	146,200	126,600	108,400	81,400
11	315,200	244,000	206,100	178,800	151,300	130,500	111,200	83,400
12	320,700	251,200	212,400	184,800	156,400	134,400	114,000	85,400
13	326,200	258,200	218,700	190,700	161,400	138,300	116,800	87,400
14	331,300	263,700	224,900	196,600	166,400	141,700	119,100	89,400
15	335,600	269,200	230,900	202,300	170,900	145,000	121,400	91,300
16		273,100	235,900	208,000	175,100	148,200	123,700	93,200
17			240,800	212,500	179,300	151,400	126,000	94,600
18			244,200	217,000	182,300	154,100	128,100	
19			247,600	220,200	185,200	156,800	129,900	
20				223,400	188,100	158,800		
21					190,300			
22					192,500			

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第二 公安職給料表 (第三条関係)

職務の等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級	7 等級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	—	—	—	—	88,500	79,200	—
2	178,400	166,200	143,400	111,800	93,100	82,000	73,700
3	184,900	172,300	148,800	116,800	97,700	84,800	76,300
4	191,400	178,400	154,200	121,900	102,300	88,300	79,000
5	197,900	184,600	160,200	127,000	106,900	92,600	81,800
6	204,400	190,900	166,200	132,200	111,500	97,000	84,600
7	210,700	197,200	172,300	137,400	116,000	101,400	88,000
8	217,000	203,500	178,400	142,600	120,500	105,700	92,100
9	223,300	209,800	184,600	147,900	125,100	110,000	96,300
10	229,600	216,100	190,800	153,200	129,700	114,300	100,500
11	236,000	222,400	197,000	158,500	134,300	118,600	104,700
12	242,400	228,700	203,200	163,800	138,900	122,900	108,900
13	248,800	235,000	209,400	169,100	143,500	127,200	113,100
14	255,200	241,300	215,600	174,400	148,100	131,500	117,300
15	261,600	247,500	221,800	179,700	152,700	135,900	121,500
16	267,600	253,100	227,900	184,700	157,300	140,300	125,700
17	273,600	258,300	232,600	189,700	162,000	144,700	129,900
18	277,300	261,700	237,300	194,700	166,700	149,100	134,100
19		265,100	241,800	199,600	171,400	153,500	138,300
20			245,000	203,700	176,100	157,900	142,500
21			248,200	207,700	180,800	162,400	146,700
22				211,700	185,500	166,900	150,800
23				215,700	190,200	171,400	154,900
24				219,700	194,300	175,800	159,000
25				222,500	198,300	180,200	163,100
26				225,300	202,300	184,600	167,200
27				228,100	206,300	188,500	171,300
28					210,300	192,400	175,400
29					212,900	196,200	179,500
30					215,500	200,000	182,900
31					218,100	203,800	186,300
32						206,300	189,700
33						208,800	193,100
34							195,500

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第三 教育職給料表 (第三条関係)

イ 教育職給料表(一)

職務の等級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円	円
1	215,600	—	82,800	—
2	222,000	157,800	86,700	70,100
3	228,500	163,800	91,100	72,600
4	235,100	169,800	95,500	75,100
5	241,700	175,800	99,900	78,000
6	248,400	181,800	104,300	81,500
7	255,100	187,800	108,800	85,200
8	261,800	193,800	113,300	89,100
9	268,500	199,900	117,900	93,100
10	275,100	206,000	122,500	97,200
11	281,700	212,100	127,400	101,400
12	288,300	218,200	132,400	105,600
13	294,500	224,300	137,900	110,000
14	300,700	230,400	143,500	114,500
15	304,900	236,500	149,300	119,000
16		242,600	155,000	123,400
17		248,800	160,700	127,800
18		255,000	166,500	132,200
19		261,200	172,300	136,600
20		267,300	178,100	140,500
21		273,400	183,900	144,300
22		279,400	189,700	148,100
23		285,000	195,500	151,900
24		290,600	201,200	155,700
25		294,400	206,900	159,400
26			212,300	163,100
27			217,600	166,800
28			222,900	170,500
29			228,100	173,700
30			233,300	176,900
31			237,800	179,800
32			242,000	182,500
33			246,200	185,200
34			250,000	187,800
35			253,700	189,700
36			257,400	
37			260,100	

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

□ 教育職給料表(二)

職務の等級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円	円
1	213,100	—	75,100	—
2	219,000	134,200	78,900	70,100
3	224,900	140,000	82,800	72,600
4	230,900	145,900	86,700	75,100
5	236,900	151,800	91,100	78,000
6	242,900	157,700	95,500	81,500
7	248,900	163,600	99,900	85,200
8	254,900	169,500	104,300	89,100
9	260,300	175,400	108,800	93,100
10	265,700	181,100	113,300	97,100
11	270,700	186,800	117,900	101,200
12	275,700	192,400	122,500	105,300
13	279,900	198,000	127,400	109,400
14	284,100	203,600	132,400	113,500
15	287,800	209,200	137,900	117,600
16		214,800	143,500	121,600
17		220,400	149,200	125,600
18		226,000	154,900	129,500
19		231,600	160,600	133,300
20		237,100	166,300	137,100
21		242,600	172,000	140,800
22		247,700	177,500	144,300
23		252,300	182,800	147,800
24		256,700	188,100	150,900
25		260,800	193,100	153,800
26		264,200	198,000	156,400
27		266,900	202,900	159,000
28		269,600	207,800	161,300
29		272,300	212,400	163,300
30			217,000	165,300
31			221,500	167,100
32			226,000	
33			230,200	
34			234,400	
35			238,200	
36			241,500	
37			244,800	
38			247,800	
39			250,100	

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第四 研究職給料表 (第三条関係)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円	円
1	—	—	79,900	69,900
2	—	—	82,900	72,500
3	—	—	87,000	75,200
4	175,600	125,200	91,800	78,000
5	182,800	131,300	96,600	81,200
6	190,400	137,400	101,400	84,900
7	198,000	143,600	106,200	89,000
8	205,600	149,800	111,200	93,300
9	213,800	156,000	116,300	98,000
10	222,000	162,200	121,400	102,700
11	230,200	168,200	126,500	107,400
12	238,600	174,200	131,600	112,100
13	247,000	180,200	136,700	116,800
14	255,400	185,600	141,700	121,500
15	263,800	191,000	146,700	125,900
16	272,100	196,000	151,700	129,800
17	280,400	200,600	156,700	133,600
18	288,700	204,900	161,300	137,400
19	297,000	209,200	165,900	141,200
20	305,300	213,500	170,500	144,900
21	312,300	217,800	175,100	148,600
22	317,500	222,100	179,600	152,300
23	322,700	226,400	184,100	155,300
24	327,300	230,700	188,100	158,200
25	331,900	234,600	192,000	160,500
26	335,600	238,500	194,900	162,800
27		241,500	197,800	

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第五 医療職給料表(第三条関係)

イ 医療職給料表(一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
1	円 223,000	円 170,000	円 —	円 101,800
2	230,600	177,500	148,000	107,800
3	238,200	185,000	155,200	113,800
4	245,800	192,600	162,600	119,800
5	253,400	200,200	170,000	126,800
6	260,900	207,800	177,400	133,800
7	268,400	215,400	184,800	140,900
8	275,600	223,000	192,300	148,000
9	282,800	230,600	199,800	155,100
10	290,000	238,200	207,300	162,200
11	297,200	245,800	214,800	169,300
12	304,400	252,700	221,200	175,000
13	311,400	259,600	227,600	180,700
14	318,400	266,500	233,600	186,400
15	324,200	273,400	239,600	192,100
16	330,000	280,200	245,600	197,800
17	335,800	286,700	251,600	203,500
18	340,900	293,200	257,600	209,200
19	345,200	299,700	263,600	214,700
20		305,300	268,600	218,500
21		310,900	273,600	222,300
22		314,800	278,300	225,100
23		318,700	281,600	
24			284,900	

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表(二)

職務の等級	1 等級	特2等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	円 175,400	円 156,500	円 132,700	円 98,100	円 79,500	円 70,100	円 66,100
2	182,900	162,500	138,400	102,700	82,700	72,900	68,000
3	190,600	168,600	144,100	107,400	86,100	75,700	70,000
4	198,300	174,700	149,900	112,100	89,500	78,800	72,500
5	206,000	180,900	155,900	116,800	93,600	82,000	75,200
6	213,700	187,200	161,900	121,600	97,700	85,400	77,900
7	221,400	193,500	167,900	126,400	102,000	88,800	79,900
8	229,100	199,800	173,900	131,400	106,300	92,200	81,800
9	236,800	206,100	179,900	136,400	110,600	95,600	83,700
10	244,000	212,400	185,900	141,500	114,900	99,000	85,600
11	251,200	218,700	191,800	146,600	119,200	102,400	87,500
12	258,200	224,900	197,500	151,700	123,100	105,500	88,900
13	263,700	230,900	203,200	156,800	127,100	108,600	
14	269,200	235,900	208,800	161,800	131,100	111,400	
15	274,700	240,800	213,600	166,800	135,000	114,200	
16	278,600	244,200	218,400	171,500	138,800	117,000	
17		247,600	222,700	176,000	142,300	119,300	
18			227,000	180,500	145,700	121,600	
19			230,200	183,700	148,900	123,900	
20				186,800	152,100	125,700	
21				189,900	154,700		
22				192,100	156,700		
23				194,300	158,700		

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表(三)

職務の等級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円	円	円
1	153,300	119,600	102,200	77,700	68,300
2	158,900	124,200	106,300	81,100	70,600
3	164,500	128,800	110,500	84,500	72,900
4	170,100	133,500	114,800	87,900	75,200
5	176,100	138,300	119,100	91,400	77,700
6	182,100	143,200	123,400	94,900	81,000
7	188,200	148,100	127,700	98,500	84,400
8	194,300	153,000	132,000	102,100	87,800
9	200,400	157,900	136,300	105,700	91,300
10	206,600	162,800	140,600	109,300	94,800
11	212,800	167,700	144,900	113,000	98,200
12	219,000	172,600	149,200	116,700	101,600
13	225,200	177,500	153,600	120,300	105,000
14	231,300	182,400	158,000	123,900	108,400
15	237,400	187,300	162,400	127,500	111,700
16	242,700	192,200	166,800	131,100	115,000
17	248,000	197,100	171,200	134,700	118,300
18	252,800	202,000	175,600	138,300	121,600
19	257,600	206,900	180,000	141,900	124,900
20	260,900	211,700	184,200	145,400	128,200
21	264,200	216,200	188,400	148,900	131,500
22	267,500	219,800	192,600	152,400	134,800
23		223,400	196,100	155,900	137,600
24		227,000	199,500	159,400	140,400
25		229,800	202,900	162,900	143,200
26		232,600	205,500	166,400	145,900
27		235,000	208,100	169,900	148,400
28			210,400	173,400	150,900
29				176,400	152,900
30				178,600	

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和五十年十月一日から適用する。
(職務の等級の切替え)

2 昭和五十年十月一日(以下「切替日」という。)の前日においてその者が属していた職務の等級(以下「旧等級」という。)が附則別表に掲げられている職員の切替日における職務の等級は、旧等級に対応する同表に定める職務の等級とする。

(号給の切替え)

3 前項に規定する職員(附則第六項に規定する職員を除く。)の切替日における号給は、切替日の前日においてその者が受けていた号給の号数から一を減じた号数の号給とする。

4 附則第二項に規定する職員以外の職員(附則第六項に規定する職員を除く。)の切替日における号給は、切替日の前日においてその者が受けていた号給の号数から一を減じた号数の号給とする。

(旧号給を受けていた期間の通算)

5 前二項の規定により切替日における号給を決定される職員に対する切替日以降における最初の改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第四条第六項の規定の適用については、切替日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)を受けていた期間(人事委員会の定める職員にあつては、人事委員会の定める期間を増減した期間)を切替日における号給を受ける期間に通算する。
(最高号給等の切替え等)

6 切替日の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給を超え

る給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、附則第三項及び第四項に規定する職員との権衡を考慮して人事委員会規則で定める。

(切替期間における異動者の号給等)

7 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、改正前の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、人事委員会の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、附則第三項及び第四項に規定する職員との権衡を考慮して人事委員会が定める。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

8 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の改正後の条例の規定による切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において改正後の条例の規定により職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号給等の基礎)

9 附則第二項から前項までの規定の適用については、改正前の条例の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく人事委員会の定めに従つて定められたものでなければならない。

(昇給期間の特例)

10 この条例の施行の日に在職する職員に係る昭和五十一年四月一日以降における最初の改正後の条例第四条第六項及び第八項の規定の適用については、同条第六項中「十二月」とあるのは「十八月」と、同条第八項ただし書中「二十四月」とあるのは「三十月」と、「十八月」とあるのは「二十四月」とする。

(住居手当に関する経過措置)

11 切替期間において、改正前の条例第九条の四の規定により住居手当を支給されていた期間のうち、改正後の条例第九条の四の規定による住居手当の額が改正前の条例第九条の四の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の条例第九条の四の規定にかかわらず、なお従前の例による。この条例の施行の際改正前の条例第九条の四の規定によりこの条例の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の条例第九条の四の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第九条の四の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員のこの条例の施行の日から昭和五十一年三月三十一日(同日前に人事委員会規則で定める事由が生じた職員にあつては、人事委員会規則で定める日)までの間の住居手当についても、同様とする。

(給与の内払)

12 改正前の条例の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、

改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会への委任)

13 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附則別表 職務の等級の切替表

給料表	旧等級	日に職級に替るお務
医療職給料表(ニ)	特1等級	1等級
	—	特2等級
	1等級	2等級
	2等級	3等級
	3等級	4等級
	4等級	5等級
	5等級	6等級

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十年十二月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第四十四号

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

警察職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和二十九年七月鳥取県条例第

四十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項各号列記以外の部分中「もつばら」を「専ら」に改め、同項に次の一号を加え、同条第二項中「及び第十五号」を「、第十五号及び第十六号」に改める。

十六 爆発物処理作業

第四条第一号中「五千元」を「七千元」に、「百五十円」を「二百円」に改め、同条第二号中「三千三百円」を「四千五百円」に改め、同条第三号中「三千八百円」を「五千元」に改め、同条第四号中「五百円」を「六百円」に改め、同条第五号中「八百円」を「千円」に改め、同条に次の一号を加える。

六 前条第一項第十六号に掲げる作業 勤務一回につき二千円

第六条中「四百五十円をこえない」を「六百六十円を超えない」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和五十年四月一日から適用する。
- 2 改正前の警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて昭和五十年四月一日からこの条例の施行の日の前日までの間に警察職員に支払われた特殊勤務手当は、改正後の警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月五百円(送料を含む)】